産婦健康診査県外受診費用補助について

《概 要》

産婦健康診査県外受診費用補助制度とは、四日市市に住民票を有する者が、県外(国内)の医療機関等で産婦健康診査を受診しようとする場合に、かかる費用を補助する制度です。

《対象者》

産婦健康診査を受診した日に四日市市に住民登録があること。 また、受診した日が出産後8週以内であること。

《補助の対象》

県外医療機関等で受診した四日市市産婦健康診査受診票に基づく産婦健康診査の費用。1回の出産につき2回以内。

《補助金額》

産婦健康診査に要した額と上限金額(5,000円)のうち低い方とする。

《申請期限》

<u>最後の受診日から30日以内に申請してください</u>(30日以内に申請することができない場合は、必ず事前にご連絡ください。事前の連絡なく30日を超えてしまった場合は、補助の対象にはなりませんのでご注意ください。)。

《申請にあたり必要なもの》

- ① 四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
 - ※ 修正液の使用及び金額の訂正は不可。
 - ※ 記載を間違えた場合は、間違えた箇所に二重線を引き修正してください。
 - ※ 受診日に、支払った領収書の金額を記載してください。同日受診分については合算額で記載 してください。
 - ※ 不必要な記載はしないで下さい。
- ② 受診医療機関発行の領収書(あれば診療明細書も)(コピー不可。原本をご提出ください。)
- ③ すべての受診結果が記載され、医師の署名、押印のある産婦健康診査受診票
 - ※ 2枚複写のうち【A】をご提出ください。
- ④ 委任状(受診者本人と口座名義人が違う場合のみ)
- ※口座名義人や診察券の姓が旧姓のままの場合は下記までご連絡ください。別途書類が必要です。
- ※ 提出頂いた領収書は、「交付決定通知書」と一緒に、普通郵便にてご自宅に返送させて頂きます。 申請後、約 $1\sim2$ か月程でのお返しになりますので、郵便物にご注意ください。
- ※ 補助金の入金につきましては、1~2か月後を予定しています。 入金日については、「交付決定通知書」に記載させて頂きます。

《申請場所及び問い合わせ先》(郵送または下記にて申請をお願い致します。) 四日市市役所 こども家庭センター 母子保健第 1 係・第 2 係(総合会館 3 階) 住所 〒510-0085 四日市市諏訪町 2-2

電話(059)354-8187

FAX (059) 354-8061